

会議名	(仮称) 矢板市まちづくり基本条例策定委員会第13回会議
日時	平成22年9月15日(水) 午後6時30分～8時30分
場所	市役所 第一委員会
出席者	市 只木秘書政策室長、鈴木政策班長 政策班 赤羽主幹、和田副主幹、木下主査、高瀬主任 策定委員 別紙名簿のとおり
<p>1 開 会 (政策班 赤羽主幹)</p> <p>開会 資料1の構成図は、前に協議をしましたが、未決定となっています。しかし、今回分かり易くする意味で素案として提出したものであり、これについても今後協議をしていただきたい。</p> <p>2 あいさつ (会長)</p> <p>皆さん今晚は。だいぶ日が落ちるのが早くなり、6時頃には真っ暗になるようです。さらに、稲刈りも進み、朝夕も涼しくなり、秋が近づいているのが感じられます。また、新聞に、あるご夫婦の話が載っていました。旦那さんは、暑さ嫌いでクーラーを朝から晩まで使う、奥さんは、クーラーが苦手で、同じ部屋にいる場合は、奥さんは厚着をしている。それがいよいよ耐えられなくなって、別な部屋で暮らすという、家庭内別居の話が載っていました。だいぶ気温も下がり家庭内別居も解消されているのではないかと思います。</p> <p>さて、今日は、第13回目ということで、分科会毎に条文を発表していただき、皆さんで検討していただくこととなります。活発な議論をお願いします。</p> <p>3 まちづくり基本条例の検討 (進行 会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討のやり方は、分科会毎に条文を発表していただき、その際には、分科会で検討した経緯、条文に対する思い、趣旨などを述べていただければと思います。</li> <li>また、質疑についての回答は、分科会でお願いをします。なお、細かい語句等については、事務局でまとめて修正することにいたします。</li> </ul> <p>第1分科会 (第1条から第5条、第34条～第37条)</p> <p>○ (目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、矢板市のまちづくりに関する基本理念を定め、市民、市議会及び市の権利と責務を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とします。</p> <p>説明 趣旨としては、矢板市まちづくり基本条例が何をめざしているのか、その目的を明らかにするとともに、本条例の全体の解釈・運用の指針となるものとしています。</p> <p>また、解説としては、本条例の解釈・運用の指針となるもので、市民、市議会及び市の権利と責務を明らかにしながら、地方自治の本旨である市民自治の実現を目指すものとしています。</p> <p>委員 文章とは別に矢板市民のためとか、市民のための云々という説明があったと思うが、そういう表現は、この条文には入っていないが、何か外した理由はあるのか。</p> <p>分科会 矢板市民だけということではなく、それ以外の人も対象にするというとらえ方をしたので、矢板市民ということは、条文に入れていない。</p>	

委員 市の権利と言う表現はどうか。なにを意味しているのか。

事務局 権利という表現ではなく役割という表現が一般的である。

分科会 他市の条例を参考にして作成したが、おかしいのであれば検討します。

委員 いまの件であるが、市民の権利と責務、議会は権能と責務という表現を使っているところがある。

また、この文章は、短すぎるので、もう少し長く分かりやすくしてはどうか。

委員 条文の細かい表現までは議論をせず、分科会で意見や主旨を述べていただいて、それに対しての意見を述べる程度にしては、どうか。そうしないと時間が足りないのではないか

会長 そのようにしたいと思います。

## ○（用語の定義）

第2条 この条例で使われている用語の意義は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する人をいいます。
- (2) 市民等 市内で働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人若しくは団体をいいます。
- (3) 協働 市民、市議会及び市が、共通の目的実現のために、それぞれの役割と責務のもとで相互の立場を尊重し、まちづくりに協力することをいいます。
- (4) 市 市長を代表する矢板市のすべての執行機関をいいます。
- (5) まちづくり 市民、市議会及び市が、それぞれの役割と責務を分担し、よりよい地域の実現を目的として活動することをいいます。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う企業及びその他の団体をいいます。

説明 用語の定義については、この条例を読むに当たり、共通の認識を持つ必要のある用語について定義するものとしています。

また、解説としては、この条例のキーワードとなる用語の意義を定めており、それぞれの言葉は、一般的に多種・多様な意味を持っており、また使われかたをしており、この条例を読むに当たり、共通の認識を持つ必要のあるものとして、端的かつ包括的な表現で表していますとしています。

事務局 ここで、「市民」と「市民等」に分けてあるのは、後で出てくる主権者という表現と住民投票の件があるので、分けてあると思います。主権者という表現の場合や住民投票の場合は、住民が基本となると思います。この条文の中で用いている「市民」は、住民なのか、それ以外の人たちも含めるのか、条文毎に考える必要があるのではないかと思います。

委員 用語の定義については、この後にいろいろ出てきて、あとで変わったりする可能性があるので、最後にしては、どうか。

会長 用語の定義は、あとで他の条文との関連があり、再検討するという事にいたします。

## ○（基本理念）

第3条 主権者である市民が、自らの意志と責任のもと、主体的に市政に参画するとともに市民、市議会及び市は、それぞれの果たすべき役割と責務を分担し、協働して推進することを基本とします。

説明 趣旨は、「前文」や「目的」を受けて、市民と市がまちづくりを進める際に目指す、共有すべき基本的な考え方を「基本理念」として定めることとしています。

また、解説としては、本条では、本市にふさわしい自治のあるべき姿を定めており、今後の目指すべき基本的な方向性と、市民、議会及び市が協働のもとに、主権者である市民の意思に基づき、自治を進めていく上での基本的な理念として位置付けるものとしています。

事務局 ここでの市民は、住民として考えることでよろしいか。

分科会 そのとおりです。

### ○（最高規範性）

第4条 この条例は、本市の自治に関する最高規範性であり、市民、市議会及び市長等は、これを誠実に遵守しなければなりません。

2 他の条例の制定や計画策定・施策を決定する場合は、この条例の主旨を充分に尊重し、整合性を図らなければなりません。

説明 趣旨は、本条は、この条例の位置づけを定めるもので、「まちづくり基本条例」の性格から、本市の条例、規則等の中で最高位に位置するものであり、最も尊重されなければならないことを明示するものとしています。

また、解説としては、本市の自治運営の基本条例であることから、本市の自治に関わる者すべてが、条例の趣旨を最大限尊重するとともに、他の条例、規則等の制定改廃や解釈運用に当たっては、この条例を基準とすることを定めており、既に制定されている条例や規則等についても、この条例を基本とし、その趣旨を尊重し従わなければならないこととしています。

委員 この条文は、あまりにも簡単に書きすぎているのではないか。いま、説明にあったようなことを記載してはどうか。その方が分かりやすいと思う。

分科会 分科会の意見としては、いままでの色々な条例では、難しい言葉が使われているということで、ここでは、簡単に分かりやすい言葉で表現したつもりである。

あとは、皆さんで検討していただければと思います。

委員 説明をしたことをそのまま書いた方が分かりやすいと思う。

会長 もう一度、分科会で条文の整理をしていただければと思います。

委員 最高規範性の「性」と市長等の「長等」は、いらないと思うが。

分科会 そのとおりです。

### ○（基本原則）

第5条 第1条の目的を達成するために、市民、市議会及び市等は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- (1) 市民、市議会及び市は、一人一人の人権を尊重するものとします。
- (2) 市民、市議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有します。
- (3) 市民は、市政への参画が保障されるものとします。
- (4) 市民、議会及び市は、協働のまちづくりを行います。
- (5) 市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されるものとします。

説明 趣旨は、本条は、まちづくりにおける柱となる条項で、まちづくりや自治を進めていく上での基本となる原則を定めるものとしています。

また、解説としては、矢板市における5つの基本原則を定めており、矢板市にふさわしい自治の姿を実現するために、①人権尊重②情報の共有③市民参画④協働のまちづくり⑤市民の自主性が柱であるとの考えから、これらを基本原則として、自治の実現を目指すものであり、これらについてそれぞれ条文形式とする方法もあるが、いたずらに条文数を増やすことになるので、端的に一つの条文の中に定めたものとしています。

委員 (3)の市民は、市政への参画が保障されますとは、具体的にはどのようなものをさすのか。(4)市民、議会及び市は、協働のまちづくりを行いますとは具体的にどのようなものをさすのか。(5)の市民の公益的活動は、例えば、自治会のことを言っているのか、具体的にはどのようなものをさすのかをお聞かせ願いたい。

分科会 他市町村の条文を参考に作ったものである。

委員 例えば、市政への参画では、議会の傍聴を始め、いろいろな役員会、委員会があり、市民が希望すれば、傍聴できたり、意見を述べる機会があったり、そういうことを今後保障するということなのか。

会長 今後それぞれの条文ごとに解説をつくることになると思いますので、その中でどういうことを想定しているのか、検討して行くこととします。

#### ○ (他の自治体等との連携)

**第33条** 市は、近隣自治体、県及び国との情報共有並びに相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとします。

説明 趣旨は、まちづくりの推進に当たっては、広域的に対処しなければならない課題や共通する課題も多いことから、他の市町村や県、国及びその他の機関との連携を図りながら課題解決に努めるべきことを定めるものとしています。

また、解説としては、市民の活動範囲は広域を超えて広がっており、まちづくりの課題は、市単独では解決できない場合もあり、近隣自治体との連携は欠かせないものとなっており、同じような課題を抱える自治体と情報交換を行うなど、状況に応じ連携を図り、協力し合うことを定めることとしています。

#### ○ (国際交流及び連携)

**第34条** 市は、国際化の進展の中で、市民のまちづくりに対する視野を広げるため、国際交流の推進及び連携を進めます。

説明 趣旨としては、国際交流及び連携を通して、市民の視野を広げ、まちづくりを進めていくことが重要であることから、交流及び連携の原則として定めることとしています。

また、解説としては、国際連携は国際交流から始まるという認識の下、市民のまちづくりに対する視野を広げるため、交流及び連携先の歴史や文化の違いを理解し、国際感覚豊かなまちづくりを推進して、国際社会との交流及び連携を進めることについて規定するものとしています。

○（市外の人々との連携）

第35条 市民は、社会、経済、文化、芸術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めます。

説明 趣旨は、様々な分野の人々との交流を通じて行う、まちづくりについて規定するものとしています。

また、解説としては、市外の人々には本市の市民が気づかない視点や考え方などを持っていることから、そうした知恵や意見を有意義に活用する旨を規定するものとしています。

なお、章の名称を当初は「自治体間の連携」としたが、中身が必ずしも自治体間だけではないので「連携及び交流」と表現をした。

事務局 「連携及び交流」の名称ですが、当初の資料では「交流及び連携」という言い方をしており、今回はその表現を用い「交流及び連携」にしているが、どちらの表現がよいのか。

会長 交流があって連携に繋がっていくのであれば「交流及び連携」がよい。

○（条例の見直し）

第37条 市は、社会情勢等の変化に応じて、施行後4年を超えない期間ごとに検討を行い、この条例の見直しの必要性を認めるときは、市民の意見を踏まえて見直しをすることとします。

説明 趣旨は、この条例に規定されている事項が、時代の流れや社会情勢の変化等に適合しているかどうかを定期的に検証し、必要に応じて見直しをすることを定めるものとしています。

また、解説としては、本市における最高規範として制定されていることから、その内容を軽々しく変更されるべきではない。しかし、社会情勢が大きく変化するなど、各条文が時代にそぐわない内容になった場合は、条文の見直しは妨げないこととし、その際には、市民の意見を十分に踏まえて改正することとしています。

委員 改正する場合には、パブリックコメントをするという項目が必要ないのか。

分科会 別な条文があると思うので、あえてそこまで記載していません。

事務局 「市民の意見を踏まえて」という表現にはパブリックコメントを意識していると思います。

また、別な条文に「パブリックコメント」の項目が設けられています。

分科会 問題となるとすれば、見直し期間が問題になるのではないかと思います。

事務局 見直し期間については、期間を設けているところと、設けていないところの2種類があり、実際に憲法は、簡単に変えられるようにはなっていません。

委員 ニセコは、2年か3年であり、4年は、長いのではないか。

会長 見直し期限については、分科会で再検討をお願いします。

分科会2（第6条から第15条、第19条から第23条）

○（市民の権利）

第6条 市民は、市政運営についての情報を知る権利を有し、市が有する情報の公開を求めることができます。

2 市民は、市政に関する計画や政策の立案段階から参画する権利を有し、意見を述べる事が出来ます。

3 市民は、市が提供するサービスを享受する事が出来ます。

○ (市民の役割と責務)

第7条 市民は、お互いに尊重し、積極的にまちづくりに参画します。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たって、自らの言動に責任を持ちます。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担します。

説明 市民の権利としては、情報を知る権利と情報の公開を求める権利、次に、市が市政に関する計画をする場合には参画をする権利と、市が提供するサービスを享受することができるということです。

それと同時に、市民が積極的にまちづくりに参画し、言動には責任を持ち、場合によっては、行政サービスを受けるときには応分の負担をするということです。

委員 第6条第2項の立案段階から参加するということですが、立案段階から参加するということは行政にとり、やりづらいことではないか、ある程度道筋ができたところで、参加するというのが現実的ではないかと思う。

分科会 市政の参画が保障されるという基本原則があり、それを受け、市民が参画するということで、この条文をいれた。

市民がどんどん政策を提案することが必要である。市民の意見を出していくことが必要である。

会長 立案段階とは、どのようなものか、もう少し丁寧に説明をしてはどうか。また、条文の解説などで説明をしてはどうか。

事務局 ここでの市民を、住民だけに限定するのか、それ以外の人も含むものにするのか、考えておいていただきたい。また、これから後にも市民が出てくるのでどちらにするのかを考えておいていただきたい。

○ (事業者の役割)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員として、権利とともに責務を有するほか、社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動の推進、公益的な活動への積極的な参画を行い、健全な地域社会づくりに寄与します。

説明 事業者の役割ですが、まちづくりを行う上では、事業者も地域社会を構成する一員であり、この条文をいれた。

委員 これは、希望ですがコンプライアンスが叫ばれている昨今なので、是非とも事業者の中に法令の遵守を入れて欲しい。

委員 資料1と資料2で章の表現が違うのでどちらかに統一してはどうか。

事務局 市民と事業者が入るので資料1の表現である「市民等の役割と責務」の表現が良いと思います。

○ (市議会の責務)

第9条 市議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めます。

2 市議会は、議決の権限を行使して、議員相互の自由討論により議論を尽くし、市民

の意思が的確に反映させるよう活動します。

- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めます。
- 4 市議会は、第1項から前項までに規定するもののほか、本条に関し必要な事項は、矢板市議会基本条例の定めるところによります。

説明 市議会の役割と責務については、大いに議論があり、現状の市議会の問題点と、これからの地方分権に対する市議会のあり方の問題、最終的にもっと機能を果たしていただきたいということです。

なお、9条第2項の「議論」は「討議」に直してください。

議会としての問題と議員としての問題に分けました。

9条は、市議会、10条は、市議会関係及び市民との関係、第11条は議員の責務となっています。

議決機関としての議会、議会は議論の場であり、議論を尽くして住民の意向を聞いていく。その上に政策形成機能を図るために積極的に調査研究をする。

そういういろいろなものがあるので、議会基本条例を作成し定めていただく。

議会基本条例は、議会運営の基本ではないか。最終的には議会基本条例を作る事は、議会の活性化になるということです。

次に、議会の公開と市民参加の問題、やはり議会は公開し、市民に開かれていなければならない。委員会の公開などを行い。公聴会を開くなど、どんどん市民の意見を聴くことをやっていただきたいということです。

それから第11条、これは議員の責務で、情報を集め政策提言をしていく、また、市民の負託に応え、自己研鑽に努めていくことは議員として当然のことである。

事務局 第9条第4項については、まだ作られていない条例なので、ここでこのような表現をしてよいのかどうか。

委員 本市では、まだ、基本条例は作られていないし、県内でも、まだ策定されていない。現時点では、いつ策定されるか、まだ、決まっていないので、策定することが決まってから、この項目を入れた方がよいのでは。

委員 議会基本条例は、今後は策定されていく方向になると思います。他市での作成例を見ますと、作成には2年程度かかる。いま、ここに記載をしてしまうと既にあると勘違いする。もう少し検討をしてはどうか。

委員 この条文を「市議会は、自らの機能と責務に関する基本的な条例を制定し、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努めるものとします。」という条文にすればよいのではないか。

委員 この第4項はいらないと思う。作られていない条例をここに記載することはおかしい。また、条文の中に条文をつくるという表現はおかしいのではないか。約束事をこの条例の中に入れるのはおかしいと思う。

委員 作られていない条例を作るという表現をいれてもおかしくはないと思う。

事務局 この表現をいれることが良いのかどうかは、事務局でも検討します。

会長 時間ですので、今日はこの辺にしたいと思います。

#### 4 その他 事務局

・次回の開催は9月29日（水）で、時間は午後6時30分からとなります。  
また、場所は、第一委員会室で行います。  
会長 それでは遅くまでご苦労さまでした。

5 閉会 20:30